

財産評価 ～生命保険契約に関する権利～

『生命保険金』と『生命保険契約に関する権利』は、どちらも相続税の課税対象となりますが、その内容は明確に違います。『生命保険契約に関する権利』は目の前で保険金が支払われる生命保険金と違い、うっかりすると財産からまれてしまいますので、しっかり抑えておきましょう。



1 生命保険契約に関する権利とは？

生命保険契約に関する権利とは、被保険者及び保険金受取人が被相続人ではなく、かつ被相続人自身が保険料を支払ってきた生命保険契約にかかる権利をいいます。生命保険契約では、**誰が亡くなった場合（被保険者）**に、**誰に保険金が支払われる（保険金受取人）** 保険契約を、**誰が契約しているのか（保険料支払者）**により課税関係は大きく変わります。下記表にまとめましたので、これまでのおさらいも兼ねて順に見て行きましょう。

	被保険者	保険金受取人	保険契約者 (保険料支払者)	課税関係
①	波兵衛	プネ	波兵衛	相続税（生命保険金）
②	波兵衛	プネ	プネ	所得税
③	波兵衛	カツオ	プネ	贈与税
④	プネ	ササエ	波兵衛	相続税（ 生命保険契約に関する権利 ）

①は一番オーソドックスなケースですね。波兵衛が亡くなり保険金が支払われました。波兵衛が保険料を負担していたので、プネが受け取った保険金は相続税の課税対象となります。

②も①同様に波兵衛の死亡が保険金の支払い事由になっていますが、保険料はプネ自身が負担していました。プネが保険料を負担し、自分に保険金が支払われたため所得税の課税対象となります。所得区分は、一時金でもらうならば一時所得、年金でもらうなら雑所得です。

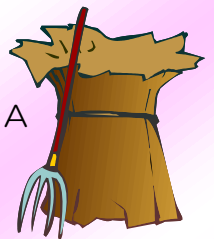
③は、保険料を支払っていたのがプネ、その保険金を受け取ったのがカツオでした。保険金の支払いは波兵衛の死亡に起因していますが、保険料を負担していたのはプネなので、プネからカツオへの贈与になります。ここまではおさらいです。

それでは④です。保険料を負担していた波兵衛が死亡しました。しかし、被保険者はプネのため、死亡保険金が支払われることはなく、この保険契約自体は継続します。この場合、波兵衛の地位（支払った保険料）をどう評価するかが問題になります。もし全く評価しないとすると、亡くなる前に保険料を支払えば財産を減らせることになってしまいますね。『生命保険契約に関する権利』は、相続開始日時点の解約返戻金相当額をもって相続財産として評価します。なお、解約返戻金相当額は保険会社に連絡して書類を発行してもらいます。

《参考》

上記表①～④について、支払った累計保険料が1,000万円、受け取った保険金は一時金で3,000万円、解約返戻金相当額を800万円の場合、具体的な課税関係は次のようになります。

- ① 相続税の課税価格算入額 保険金 3,000万円（非課税の取り扱いあり。NO.7参照）
- ② 一時所得の金額 （保険金 3,000万円－支払い保険料 1,000万円－特別控除 50万円）・ ・ A の $\frac{1}{2}$ を他の総合所得と合算して所得税課税
- ③ 贈与税の課税価格算入額 保険金 3,000万円
- ④ 相続税の課税価格算入額 解約返戻金相当額 800万円 （非課税の取り扱いなし）



ワガメ 『保険料相当額を毎年現金で贈与してもらって、自分で保険に加入した方が②になってお得よ』